

ニ代表者モ大休ニ於ラマフ承認スル意嚮ヲ述ハ一處女工等ニ
 打合セノ上改メテ田舎スル旨ヲ答ヘ最後ニ工場主ヨリ今日午
 後七時ヨリ争議団代表トシテノ立場ヲ離レ個人的ニ一二名ノ
 幹部ト懇談的ニ相談シ度シトノ意嚮ヲ汲シタルニ対シ争議団
 幹部ハ之ヲ諒トシ合見ヲ打切りタリ

四 一般状況

本争議ハ過般全従業員中ノ七八名ヲ残ス他ノ全部ニ對シ解
 雇手崗ノ内容証明ヲ以テ送達シ他ノ十三名ハ既ニ個人解決ニ
 ル等争議団ニ對シテハ甚々不利ナル狀況ニ在ルヲ以テ争議団
 側ニ於テモ全員復職要亦ハ到底困難ナルヲ知り解雇ヲ承認
 シ之ニ伴フ手崗及争議費用等ノ合算款ヲ要求シツ、アル
 狀況ナルヲ以テ近シ田舎解決スルモノト思料セラル
 去警察事故 ナ
 右及申(通)私信也

昭和六年十一月九日

警視總監 高橋 守 雄

内務大臣 安達謙藏殿
 社會局長 官殿
 各廳府縣長官殿 (公處附)

6. 11. 10
 3201

山下鉛筆工場労働争議ニ関スル件 (第十一報) 解決

- 要旨
- (1) 十月五日午後時ヨリ労働争議見及テ労働者ヲ手立ニ同解決セリ
 - (2) 工場主ハ解雇手崗十日ノ争議費用百二十円ノ外同解雇手崗日ノ争議費用ヲ手立ニ同解決セリ
 - (3) 労働争議団ハ解雇手崗後労働者ノ生活ニ對シテ多額費用其他諸事ヲ手立ニ十月六日解雇手崗ノ舉行セリ

標記工場ノ労働争議ニ関シテハ後報ノ通リナルカ十一月五日午
 後一時ヨリ労働争議見ノ結果今日午後八時同解決セルカ其ノ状